

第76回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月23日(金曜日) 午前10時

開催場所

東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス 地下1階「らん」の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

※ご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、必要に応じてマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限（書面）

2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使期限（インターネット）

2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで



経営理念

わたしたちは、自然環境を
やさしくまもり、育てます。

わたしたちは、顧客満足を
たゆまずに追求します。

わたしたちは、創造的に、
積極的に行動します。

目次

招集ご通知

第76回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

議決権行使についてのご案内	5
---------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	7
---------------	---

第2号議案 監査役2名選任の件	8
-----------------	---

第3号議案 補欠監査役1名選任の件	11
-------------------	----

第4号議案 会計監査人選任の件	12
-----------------	----

提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	13
------------	----

2. 会社の現況	21
----------	----

連結計算書類	31
--------	----

計算書類	35
------	----

監査報告	39
------	----

ご参考：Q&A	45
---------	----

株主各位

証券コード 1960
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

東京都千代田区二番町3番地13

株式会社 **サンテック**

代表取締役社長 加藤 剛志

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.suntec-sec.co.jp/ir/library/meeting/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンテック」又は「コード」に当社証券コード「1960」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス 地下1階「らん」の間
3 目的事項	報告事項 1. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件
4 招集にあたっての決定事項	(1) 書面（郵送）による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合の取り扱いについては、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、必要に応じてマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主さまの間隔を確保するため入場者数を制限してご入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主さまに対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねておりますが、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当該書面から除いております。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、電子提供措置事項のものほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会終了後、同会場において株主さまとの建設的な対話を促進することを目的として「株主との対話の会」を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

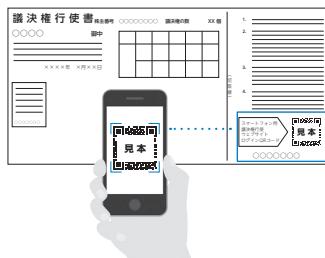
当社ウェブサイト (<https://www.suntec-sec.co.jp>)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

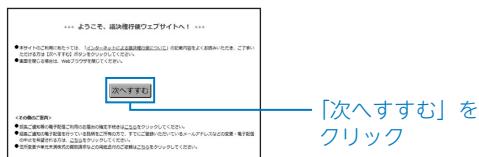
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

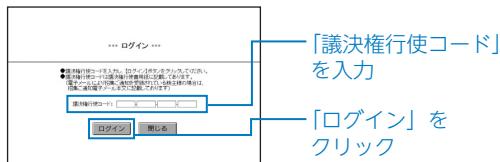
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

堅実な財務体質を堅持しながら、配当・自己株式取得を通じて、適切な株主還元を行うことを基本的な方針としております。

第76期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額484,105,620円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

<ご参考>



第2号議案

監査役2名選任の件

監査役2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性
1	吉國 眞一 よしくに しんいち	社外監査役	再任 社外 独立
2	岩田 一男 いわた かずお	社外監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名	生年	所有する当社株式数
1	吉國 眞一 よしくに しんいち	(1950年8月26日生)	6,400株

再任

【略歴、当社における地位】

1973年4月 日本銀行入行	2013年1月 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング理事長
1993年5月 同行国際局国際金融課長	2015年7月 金融広報中央委員会会長
1997年2月 同行国際局次長	2019年4月 武蔵野大学客員教授
1998年2月 同行ロンドン駐在参事	2019年4月 ウェストホールディングス株式会社顧問(現在)
2001年7月 国際決済銀行入行、アジア太平洋総代表等を歴任	2019年6月 当社社外監査役(現在)
2006年10月 新光証券株式会社シニアアドバイザー	

社外監査役候補者とした理由

吉國眞一氏は、日本銀行の管理職を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言をいただいております。適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1983年4月	株式会社埼玉銀行入行	2014年4月	株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼専務執行役員リスク統括部担当兼融資企画部担当兼オペレーション改革部担当
2000年1月	株式会社あさひ銀行月島支店長	2015年4月	同行代表取締役副社長兼執行役員人材サービス部担当兼リスク統括部担当兼オペレーション改革部担当
2003年5月	株式会社埼玉りそな銀行志木支店長	2017年4月	ジェイアンドエス保険サービス株式会社代表取締役社長
2007年6月	同行営業サポート統括部長	2019年6月	当社社外監査役(現在)
2009年6月	同行取締役兼執行役員経営管理部担当	2020年6月	首都圏リース株式会社代表取締役社長(現在)
2010年6月	株式会社りそな銀行常務執行役員コンシューマーバンキング部担当兼ローンビジネス部担当		
2013年4月	同行常務執行役員神奈川地域担当兼名古屋営業本部担当兼独立店担当(浜松支店・津支店担当)		

社外監査役候補者とした理由

岩田一男氏は、都市銀行の役員及び事業会社の役員を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言をいただいております。適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉國眞一氏及び岩田一男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
3. 吉國眞一氏及び岩田一男氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、吉國眞一氏及び岩田一男氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。吉國眞一氏及び岩田一男氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役及び各監査役に期待する主な知見や経験は以下の通りです。

株主総会終了後の地位 (予定) 氏名	企業経営	エンジニアリング 業界知識	技術・IT	ガバナンス コンプライアンス	総務 財務会計	国際事業	独立性 リスクマネジメント
代表取締役社長 加藤 剛志	●	●	●		●	●	
代表取締役副社長 八幡 信孝	●	●		●	●	●	
取締役 宮本 賢一	●	●	●				
取締役 井出崎 功	●	●	●				
社外取締役 中尾 誠男	●	●		●			●
社外取締役 佐藤 正臣		●		●	●		●
社外取締役 阿部 匡	●			●	●		●
常勤監査役 井上 誠幸		●	●	●			
社外監査役 吉國 眞一				●	●	●	●
社外監査役 岩田 一男	●			●	●		●

(注)このスキルマトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

くのり かずお
九里 和男

(1956年1月8日生)

新任

社外

[略歴、当社における地位]

1974年4月	東京国税局採用	2015年7月	京橋税務署署長
1998年7月	東京国税局調査第一部国際調査課国際調査専門官	2016年8月	税理士登録（東京税理士会）
2004年7月	刈谷税務署副署長	2016年8月	九里和男税理士事務所開所（現在）
2009年7月	萩税務署署長	2020年6月	株式会社インプレスホールディングス社外監査役（現在）
2014年7月	東京国税局調査第一部次長（特別国税調査官担当）		

所有する当社の株式数

一株

補欠監査役候補者とした理由

九里和男氏は、税理士としての知識・経験等を当社の監査に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 九里和男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 九里和男氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 九里和男氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。
- 九里和男氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東邦監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、新たな視点で監査が期待できることに加え、当社の会計監査人の選定基準に従って、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、グローバルネットワーク体制等を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年4月1日現在)

名 称	RSM清和監査法人		
事 務 所	東京事務所	東京都千代田区飯田橋 1-3-2	曙杉館4階
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通 8	神港ビルディング 1階
沿 革	2004年3月 設立 2010年5月 RSM Internationalと業務提携		
概 要	構成人員	社員 (公認会計士)	16名
		職員 (公認会計士)	52名
		(公認会計士試験合格者等)	20名
		(監査補助職員)	13名
		(その他事務職員等)	13名
	合計		114名
	監査関与会社数		129社
	資本金		35,000千円

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、第13次中期経営計画（2022年4月～2025年3月）において、経営理念の下、Innovationに積極的に取組み、持続的成長を目指し、「お客さま、社会のニーズに応える事業基盤の強化」、「安全・品質の確保と施工力強化」、「人財の確保・育成と働き方改革の推進」、「DX推進等による生産性・収益性向上」、「ガバナンスの確保」、「SDGsへの取組み」の6項目を重点方針として取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

受注高は、549億93百万円（前期比36.0%増）となりました。部門別の内訳は、内線部門（プラント工事部を含む。）は、国内内線やマレーシア現地法人の増加により、392億70百万円（前期比50.0%増）となりました。電力部門は、大型送電線工事の獲得により、104億8百万円（前期比7.4%増）となり、空調給排水部門は、46億77百万円（前期比23.1%増）となりました。

売上高は、電力部門において大型工事の施工が次期に延期となったことも影響し、387億45百万円（前期比2.8%減）となりました。

利益面では、売上高不足による売上総利益の減少により、営業損失8億31百万円（前期は営業損失2億27百万円）となり、受取地代家賃5億5百万円や為替差益1億62百万円を計上したものの、持分法による投資損失2億22百万円の計上により、経常損失3億24百万円（前期は経常利益4億87百万円）、投資有価証券売却益14億2百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益4億36百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失31百万円）を計上する結果となりました。

個別業績につきましては、受注高は、308億13百万円（前期比15.1%増）となりました。売上高は、224億41百万円（前期比14.8%減）となり、利益面では、売上高不足による売上総利益の減少により、営業損失10億17百万円（前期は営業損失3億90百万円）、受取地代家賃などにより、経常損失3億59百万円（前期は経常利益2億55百万円）、投資有価証券売却益14億2百万円を計上したものの、連結子会社の株式評価による関係会社株式評価損6億99百万円などにより、当期純損失1億18百万円（前期は当期純損失4億32百万円）を計上する結果となりました。

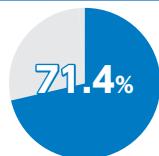
	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	40,432	54,993	14,561	36.0%増
売上高	39,870	38,745	△1,124	2.8%減
営業損失 (△)	△227	△831	△604	-%
経常利益又は経常損失 (△)	487	△324	△811	-%
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△31	436	468	-%

事業部門別営業の状況は次のとおりであります。

内線工事

受注実績

受注高構成比



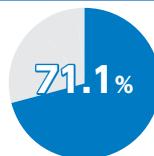
受注高

(単位:百万円)



売上実績

売上高構成比



売上高

(単位:百万円)



電力工事

受注実績

受注高構成比



受注高

(単位:百万円)



売上実績

売上高構成比



売上高

(単位:百万円)



空調給排水工事

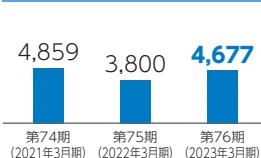
受注実績

受注高構成比



受注高

(単位:百万円)



売上実績

売上高構成比



売上高

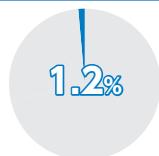
(単位:百万円)



機器製作

受注実績

受注高構成比



受注高

(単位:百万円)



売上実績

売上高構成比



売上高

(単位:百万円)



(連結) 事業部門別営業の状況

(単位：千円)

	部門別	前期	当期	増減額	対前期比 (%)
受注実績	内線工事	26,175,841	39,270,843	13,095,001	50.0
	電力工事	9,691,803	10,408,045	716,241	7.4
	空調給排水工事	3,800,334	4,677,540	877,205	23.1
	機器製作	764,068	636,955	△127,113	△16.6
	計	40,432,049	54,993,385	14,561,336	36.0
売上実績	内線工事	25,695,036	27,533,535	1,838,498	7.2
	電力工事	9,235,649	7,026,710	△2,208,938	△23.9
	空調給排水工事	4,214,734	3,647,394	△567,339	△13.5
	機器製作	724,733	537,742	△186,990	△25.8
	計	39,870,154	38,745,383	△1,124,770	△2.8

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(個別) 事業部門別営業の状況

(単位：千円)

	部門別	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
第75期					(15,438,099)
	内線工事	15,264,422	15,500,081	15,326,403	15,862,723
	電力工事	6,711,136	9,691,803	9,235,649	7,167,290
	空調給排水工事	646,645	812,940	1,040,290	419,295
	機器製作	391,590	764,068	724,733	430,926
	計	23,013,795	26,768,894	26,327,078	(23,455,611) 23,880,235
第76期 (当期)					(20,564,734)
	内線工事	15,862,723	19,119,011	14,417,000	20,885,932
	電力工事	7,167,290	10,408,045	7,026,710	10,548,625
	空調給排水工事	419,295	649,273	460,459	608,110
	機器製作	430,926	636,955	537,742	530,138
	計	23,880,235	30,813,287	22,441,912	(32,251,610) 32,572,807

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 外貨建契約による海外工事の受注高と完成工事高の為替換算差額については、当該期の次期繰越高を修正しております。

3. 次期繰越高の()内の金額は、為替換算差額修正前の金額であります。

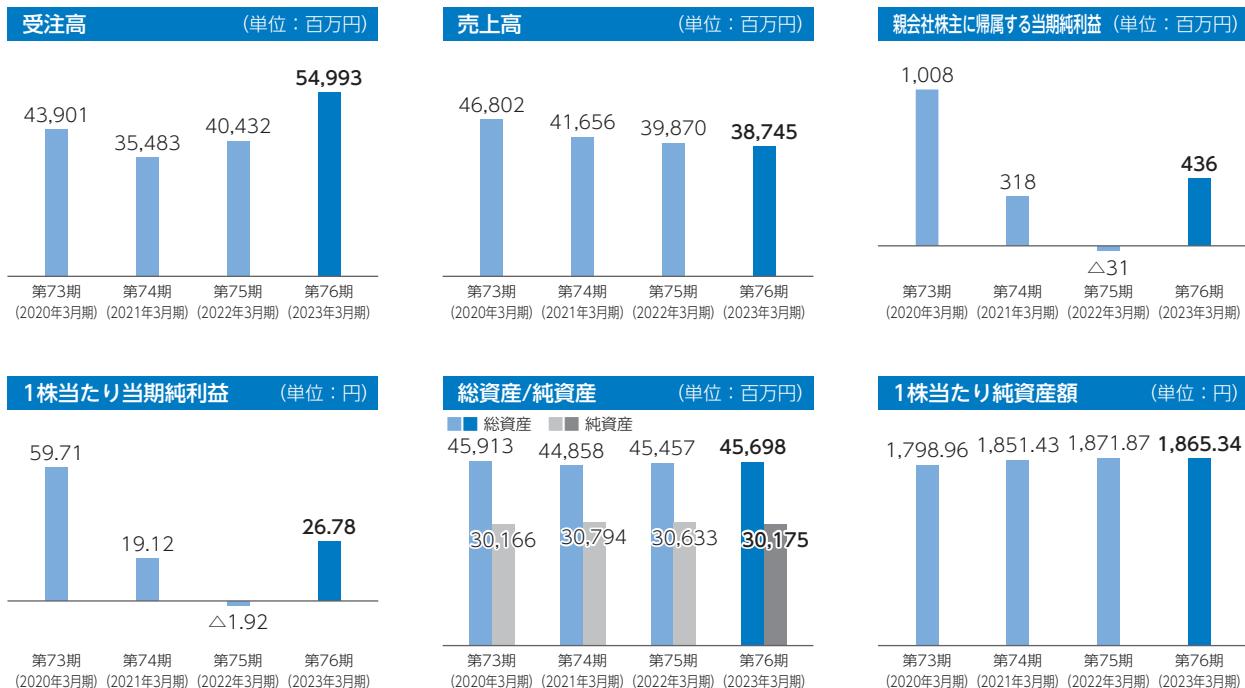
② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資額は、8億47百万円であります。主なものは送電工事用の機械装置の購入や支社建替費用などであります。

③ 資金調達の状況

当期中の重要な該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第73期 (2020年3月期)	第74期 (2021年3月期)	第75期 (2022年3月期)	第76期(当期) (2023年3月期)
受注高	(千円)	43,901,721	35,483,765	40,432,049	54,993,385
売上高	(千円)	46,802,976	41,656,594	39,870,154	38,745,383
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	1,008,936	318,183	△31,506	436,828
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	59.71	19.12	△1.92	26.78
総資産	(千円)	45,913,264	44,858,507	45,457,217	45,698,585
純資産	(千円)	30,166,439	30,794,693	30,633,444	30,175,453
1株当たり純資産額	(円)	1,798.96	1,851.43	1,871.87	1,865.34

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

子会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
武蔵野工業株式会社	90,000千円	70.0	設備工事業
三喜産業株式会社	10,000千円	100.0	設備工事業
山陽機電技術（上海）有限公司	1,000千US\$	100.0	設備工事業
SECT COMPANY LIMITED	8,000千THB	68.3	設備工事業
SECM SDN.BHD.	750千RM	100.0	設備工事業
SEC MASHIBAH SDN.BHD.	500千BN\$	100.0	設備工事業
SANYO ENGINEERING & CONSTRUCTION VIETNAM CO.,LTD.	168,432,000千VND	100.0	設備工事業
SEC (S) PTE.LTD.	7,800千SG\$	100.0	設備工事業

(注)S.E.C.T.COMPANY LIMITEDは2022年11月付でSECT COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

③ 重要な関連会社の状況

関連会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SEAPRODEX REFRIGERATION INDUSTRY CORPORATION	355,667,800千VND	21.2	設備工事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、世界的な金融引締めが続く中、海外景気の下振れが国内の景気を下押しするリスクが懸念されます。

建設業界におきましては、公共投資は政府による補正予算の効果もあり底堅く推移していくことが見込まれ、民間設備投資は持ち直しの動きが見られ受注環境は好調を維持しているものの、資材の価格高騰や供給面での制約などに注視が必要な状況が続くものと予想されます。

次期（2024年3月期）につきましては、第13次中期経営計画の2年目を迎え、当社グループはこのような状況のもと、Innovationに積極的に取組み、持続的成長を目指し、そのために必要な施策を推進し、鋭意努力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社3社で構成され、総合設備業者として内線工事、電力工事等を主要な事業内容としております。

当社は建設業法により特定建設業者（特－4）第1729号及び一般建設業者（般－4）第1729号として国土交通大臣許可を受け、屋内配線工事・送配電線工事・発変電工事・計装工事・通信工事等電気工事全般、管工事、鋼構造物工事、塗装工事及び土木工事を請負施工しており、また、これらの事業のほかにも測量業務の請負並びに電気機器の製作販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

- ① **本社** : 東京都千代田区二番町3番地13
- ② **支社** : 北海道支社、東北支社（宮城）、中部支社（愛知）、大阪支社、広島支社、九州支社（福岡）

③ 営業所

北関東営業所（埼玉）、千葉営業所、横浜営業所、岡山営業所、福山営業所、呉営業所、徳山営業所、高松営業所、新居浜営業所、松山営業所、沖縄営業所

- ④ **工場** : 広島電機工場、千葉電機工場
- ⑤ **配電センター** : 倉敷配電センター、福山配電センター、広島配電センター
- ⑥ **海外事業所** : Myanmar、台北、Bangladesh
- ⑦ **連結子会社** : 武蔵野工業株式会社（東京）

三喜産業株式会社（広島）

山陽機電技術（上海）有限公司

SECT COMPANY LIMITED（タイ）

SECM SDN.BHD.（マレーシア）

SEC MASHIBAH SDN.BHD.（ブルネイ）

SANYO ENGINEERING & CONSTRUCTION VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム）

SEC (S) PTE.LTD.（シンガポール）

PT SECM TECH INDONESIA（インドネシア）

（注）S.E.C.T.COMPANY LIMITEDは2022年11月付でSECT COMPANY LIMITEDに社名変更しております。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,465名	53名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
866名	50名減	42.3歳	14.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	302,951
株式会社三井住友銀行	76,400
第一勧業信用組合	40,000

上記は武蔵野工業株式会社、SECT COMPANY LIMITED (タイ)、SECM SDN.BHD. (マレーシア) 及びPT SECM TECH INDONESIA (インドネシア) の借入であります。

また、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、2021年3月12日付にて取引銀行9行と3年間の特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額は33億円で、期末現在利用額はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,000,000株 (うち自己株式 863,146株)
- ③ 株主数 2,500名
- ④ 大株主 (上位11名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人八幡記念育英奨学会	2,301	14.3
神戸道雄	1,520	9.4
双栄興業株式会社	1,170	7.3
八幡信孝	794	4.9
八幡欣也	572	3.5
内藤征吾	509	3.2
サンテック従業員投資会	487	3.0
株式会社太平フィナンシャルサービス	472	2.9
株式会社みずほ銀行	463	2.9
株式会社埼玉りそな銀行	463	2.9
株式会社広島銀行	463	2.9

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤 剛 志	兼社長執行役員
代表取締役副社長	八幡 信 孝	兼副社長執行役員 八幡不動産株式会社代表取締役 株式会社Sunsハウジング代表取締役 株式会社トヤマコーポレーション代表取締役 公益財団法人八幡記念育英奨学会理事
取締役	宮本 賢 一	兼上席執行役員電力本部長
取締役	井出崎 功	兼上席執行役員電力本部中国・四国地区担当支配人
取締役	中尾 誠 男	株式会社なとり社外取締役
取締役	佐藤 正 臣	
取締役	阿部 匡	
常勤監査役	井上 誠 幸	
監査役	吉國 眞 一	
監査役	岩田 一 男	首都圏リース株式会社代表取締役社長

- (注) 取締役中尾誠男氏、取締役佐藤正臣氏及び取締役阿部匡氏は、社外取締役であります。
1. 監査役吉國眞一氏及び監査役岩田一男氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役吉國眞一氏は、日本銀行の管理職及び金融機関の要職を歴任するなど、財務や会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 監査役岩田一男氏は、都市銀行の役員及び事業会社の役員を歴任するなど、財務や会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 2022年6月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、白井治氏は監査役を辞任いたしました。
 5. 当社は、取締役中尾誠男氏、取締役佐藤正臣氏、取締役阿部匡氏、監査役吉國眞一氏及び監査役岩田一男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、以下のとおりであり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため法務省令で定めるものにつきましては填補の対象としないこととしております。

なお、管理職従業員の保険金請求適用については、経営会議に諮ることとしております。

被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（本社部長、支社長、営業所長、工場長以上の従業員）、社外派遣役員、退任役員としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	85,767 (25,047)	85,767 (25,047)	－ (－)	－ (－)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	29,850 (15,600)	29,850 (15,600)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	115,617 (40,647)	115,617 (40,647)	－ (－)	－ (－)	11 (5)

- (注) 1. 上記の監査役の支給人員には、2022年6月24日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、2015年6月25日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同定時株主総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会において決議いただいております。
- これに基づき、前事業年度中に退任した取締役1名に対し、2億38百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。また、当事業年度中に退任した監査役は、上記の役員退職慰労金制度廃止後に就任した役員であります。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

ハ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月28日開催の第59回定時株主総会において、年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、監査役の金銭報酬の額は年額60百万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について独立役員5名で構成された任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役報酬は、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬（金銭報酬）として年俸制による基本報酬と業績を反映した役員賞与により構成しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。基本報酬のレベルは、当社の事業規模、当社の従業員給与水準、在任年数、業界水準、及び優秀な人材を確保（登用）・維持するための観点等を総合的に勘案して、年に一度、過去の実績を参考に、これを取締役会で決定するものとする。

また、上記方針の作成は、指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けたうえで、取締役会において決議するものとする。

役員賞与は、各役員の年度計画達成へのインセンティブ及びその成果への対価として支給するものとし、前年度の担当部門業績考課・個人の業績寄与度を反映した体系とする。

賞与水準は基本報酬の3か月分を基本とし、業績に応じ増減した上で配分するものとする。

なお、業績考課については、短期的な数量成果（受注金額、売上、収益額）の他に、中長期にわたる当社の企業価値向上への質的な貢献度の成果にも配慮した要素をも考慮し、総合的に判断するものとする。

c. 取締役の個人報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指数の内容及び金額（算定方法）の決定方針
業績連動報酬は、採用しない。

d. 取締役の個人報酬等の基本報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合の決定方針
基本報酬を100%とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長に具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額及び各取締役担当事業の業績を踏まえた賞与水準を決定します。

個人別の報酬額の内容の決定に際しては、指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

監査役報酬の基本方針は、基本報酬のみとし、その報酬レベルは、取締役の基本報酬を基準としながら、優秀な人財の採用・確保のために他社の水準も考慮し、監査役の協議により決定するものとしております。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長加藤剛志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与水準の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、上記方針のとおり、事前に任意の指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		兼任状況	当社との関係
取締役	中尾 誠 男	株式会社なとり 社外取締役	特別な関係はありません。
監査役	岩田 一 男	首都圏リース株式会社 代表取締役社長	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 中尾 誠 男	13	100.0	－	－
取締役 佐藤 正 臣	13	100.0	－	－
取締役 阿部 匡	11	100.0	－	－
監査役 吉國 眞 一	13	100.0	15	100.0
監査役 岩田 一 男	13	100.0	15	100.0

(注) 取締役阿部匡氏は2022年6月24日開催の第75回定時株主総会において選任されており、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中尾誠男	長年にわたり会社経営に携わった専門家としての経験・見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に関する助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 佐藤正臣	企業における長年の経験、エンジニアリング会社の専門性及び総務部門の経験と幅広く高度な経営の見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に関する助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 阿部匡	長年にわたり会社経営に携わった専門家としての経験・見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に関する助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 吉國眞一	日本銀行の管理職及び金融機関の要職を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 岩田一男	都市銀行の役員及び事業会社の役員を経験され、その知識・経験を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から助言・提言を行うなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東邦監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動憲章及び企業行動規範を定め、コンプライアンス・リスク管理体制を確立するための取り組みを行い、法令・定款違反を未然に防止する。
- ・取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応し、反社会的勢力とは一切の取引関係を持たない。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報管理基本方針を整備し、取締役会規則、情報管理規程等を定め、情報の適切な保存及び管理をする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を定め、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。また、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保する。
- ・取締役の職務執行の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定める。

⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款・企業行動規範及び社内規程等を従業員に周知徹底する。
- ・内部通報制度を定め、違法行為・不正行為等を早期に発見し、是正する。
- ・重大性に応じて、取締役会が再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- ・取締役は、当社及びグループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人として、監査室所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課、異動及び懲戒については監査役の同意を得る。

⑨ **当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・取締役は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ・内部監査部門、リスク管理部門、法務・コンプライアンス部門を担当する取締役は、担当部門の業務状況について監査役に報告する。
- ・取締役は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。また、使用人が監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合に速やかに報告を行うことができる体制を整備する。
- ・監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ・監査役の仕事執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

⑩ **その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ・監査役は、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける。

⑪ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ・財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **コンプライアンスに関する取組**

当社は、コンプライアンス体制を構築しており、統括責任者、統括管理者の他、各部署に責任者、管理者を配置しております。

統括責任者及び統括管理者は、コンプライアンスの徹底のため、全従業員宛、コンプライアンス啓蒙機関紙を発行しており、職場ごとの勉強会の実施状況を監査項目に入れることにより、コンプライアンスに関する取り組みを確実なものとしております。

② **リスク管理に関する取組**

当社グループは、リスク管理規程に基づき管理しており、重大な経営リスクが発生したときは、対策本部を設置し、危機の解決・克服もしくは回避のため迅速な対応を行う体制を整えております。

③ **取締役の仕事執行の適正性及び効率性の向上に関する取組**

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。

当事業年度においては13回開催されており、各議案について活発な意見交換を行う審議及び決議を行っております。また、取締役会においては、重要な業務執行に関する意思決定のみならず、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、当社は、業務執行上の機関として経営会議を設置しており、取締役会の迅速かつ機動的な意思決定と企業経営の実現及び取締役会による取締役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の一部を取締役会から委任された経営会議が行っております。

経営会議は、代表取締役社長、在京の業務執行取締役、統括本部長、営業本部長、国際事業部長、首都圏事業部長、企画ユニット長、管理部長の9名で構成され、当事業年度において25回開催し、業務執行に係る重要事項等に対する組織的かつ迅速な意思決定を行っております。また、経営会議には、常勤監査役が出席し必要な意見を述べ、社外取締役、社外監査役は、必要に応じ参加し、助言・提言を行っております。

なお、当社は、執行役員制度を採用し、特定の業務執行に関する権限を取締役会によって執行役員に付与しております。執行役員は、取締役会への月に一度の業務報告のほか、執行役員会を当事業年度においては4回開催しております。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取組

当社グループにおける業務執行の状況などの把握については、関係会社管理規程に基づきグループ会社からの事業計画の進捗報告や会議などを通じて情報を取得し、協議をしております。

また、当社において定められた企業行動憲章及び企業行動規範は、グループ会社の規程にも組み込まれ、グループ会社において周知徹底されております。また、当社監査役や監査室が各種諸法令に従ってグループ各社の監査に努めております。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取組

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。当事業年度においては、15回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っております。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っております。また、当社は、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換をしております。加えて、当社は、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しております。

また、社外取締役と社外監査役に常勤監査役を加えた「独立役員プラスワン会議」を四半期に一度開催し、独立役員間、常勤監査役及び会計監査人との連携を確保し、情報共有を図る体制を整えております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第76期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第75期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	27,904,593	26,133,545
現金預金	11,017,796	8,904,847
受取手形・完成工事未収入金等	14,011,870	13,256,433
電子記録債権	865,121	1,129,753
未成工事支出金	946,687	727,909
その他	1,215,644	2,226,569
貸倒引当金	△152,527	△111,967
固定資産	17,793,992	19,323,671
有形固定資産	7,375,198	7,127,541
建物及び構築物	1,950,933	1,987,160
機械装置及び運搬具	427,300	354,147
工具、器具及び備品	183,704	180,934
土地	4,552,420	4,555,694
リース資産	30,774	44,764
建設仮勘定	230,065	4,840
無形固定資産	832,515	996,737
のれん	—	37,604
その他	832,515	959,132
投資その他の資産	9,586,277	11,199,392
投資有価証券	3,147,958	4,765,821
退職給付に係る資産	642,664	655,413
投資不動産	5,381,949	5,329,951
繰延税金資産	54,216	118,176
その他	431,998	402,510
貸倒引当金	△72,510	△72,480
資産合計	45,698,585	45,457,217

科目	第76期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第75期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	14,640,624	13,376,838
支払手形・工事未払金等	6,924,727	6,410,376
電子記録債務	2,164,767	2,067,201
短期借入金	419,351	403,440
未払法人税等	350,728	68,840
未成工事受入金	2,462,288	2,462,583
完成工事補償引当金	19,000	18,000
工事損失引当金	484,434	372,409
賞与引当金	403,871	251,598
その他	1,411,455	1,322,387
固定負債	882,508	1,446,934
長期借入金	—	218,796
繰延税金負債	323,138	690,863
役員退職慰労引当金	8,874	7,451
執行役員退職慰労引当金	39,045	35,110
退職給付に係る負債	144,339	110,445
その他	367,110	384,268
負債合計	15,523,132	14,823,772
純資産の部		
株主資本	28,701,852	28,548,086
資本金	1,190,250	1,190,250
利益剰余金	28,103,251	27,829,692
自己株式	△591,648	△471,856
その他の包括利益累計額	1,398,871	2,013,998
その他有価証券評価差額金	644,662	1,579,571
為替換算調整勘定	717,869	322,861
退職給付に係る調整累計額	36,339	111,564
非支配株主持分	74,728	71,360
純資産合計	30,175,453	30,633,444
負債・純資産合計	45,698,585	45,457,217

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第76期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(ご参考) 第75期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高		
完成工事高	38,745,383	39,870,154
売上原価		
完成工事原価	34,561,416	35,296,112
売上総利益	4,183,967	4,574,041
販売費及び一般管理費	5,015,855	4,801,272
営業損失(△)	△831,888	△227,230
営業外収益	1,030,562	1,046,365
受取利息配当金	104,496	95,355
受取地代家賃	505,404	517,888
為替差益	162,850	196,814
その他	257,810	236,306
営業外費用	523,174	331,958
支払利息	9,192	9,947
不動産賃貸費用	178,802	168,203
持分法による投資損失	222,830	18,712
その他	112,348	135,094
経常利益又は経常損失(△)	△324,500	487,176
特別利益	1,413,907	2,754
投資有価証券売却益	1,402,443	—
その他	11,463	2,754
特別損失	102,796	159,366
投資有価証券評価損	—	92,993
工事損失引当金繰入額	99,049	—
その他	3,747	66,373
税金等調整前当期純利益	986,610	330,563
法人税、住民税及び事業税	390,415	130,804
法人税等調整額	151,374	270,178
当期純利益又は当期純損失(△)	444,819	△70,419
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	7,990	△38,912
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	436,828	△31,506

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,190,250	27,829,692	△ 471,856	28,548,086
当期変動額				
剰余金の配当		△ 163,269		△ 163,269
親会社株主に帰属する 当期純利益		436,828		436,828
自己株式の取得			△ 119,792	△ 119,792
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	273,558	△ 119,792	153,766
当期末残高	1,190,250	28,103,251	△ 591,648	28,701,852

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,579,571	322,861	111,564	2,013,998	71,360	30,633,444
当期変動額						
剰余金の配当						△ 163,269
親会社株主に帰属する 当期純利益						436,828
自己株式の取得						△ 119,792
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 934,909	395,007	△ 75,225	△ 615,126	3,368	△ 611,758
当期変動額合計	△ 934,909	395,007	△ 75,225	△ 615,126	3,368	△ 457,991
当期末残高	644,662	717,869	36,339	1,398,871	74,728	30,175,453

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第75期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,190,250	28,159,591	△302,898	29,046,942
当期変動額				
剰余金の配当		△298,391		△298,391
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)		△31,506		△31,506
自己株式の取得			△168,977	△168,977
自己株式の処分		△0	20	19
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	－	△329,899	△168,957	△498,856
当期末残高	1,190,250	27,829,692	△471,856	28,548,086

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,515,289	14,483	114,977	1,644,750	103,000	30,794,693
当期変動額						
剰余金の配当						△298,391
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△31,506
自己株式の取得						△168,977
自己株式の処分						19
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	64,281	308,378	△3,412	369,248	△31,639	337,608
当期変動額合計	64,281	308,378	△3,412	369,248	△31,639	△161,248
当期末残高	1,579,571	322,861	111,564	2,013,998	71,360	30,633,444

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第76期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第75期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	17,615,673	17,376,759
現金預金	6,186,776	5,432,530
受取手形	94,020	267,344
電子記録債権	802,255	965,890
完成工事未収入金	8,044,652	7,662,817
未成工事支出金	568,980	384,889
その他	2,039,987	2,758,287
貸倒引当金	△121,000	△95,000
固定資産	17,533,538	19,492,379
有形固定資産	7,233,091	6,985,949
建物及び構築物	1,920,688	1,957,033
機械装置及び運搬具	391,861	321,636
工具、器具及び備品	150,612	156,966
土地	4,534,027	4,537,300
リース資産	5,837	8,172
建設仮勘定	230,065	4,840
無形固定資産	812,686	939,802
投資その他の資産	9,487,760	11,566,627
投資有価証券	2,424,232	3,896,406
関係会社株式	1,049,287	1,749,287
関係会社出資金	126,600	126,600
長期前払費用	2,393	4,352
前払年金費用	590,287	494,610
会員権	144,585	144,585
保険積立金	4,472	4,472
投資不動産	5,122,997	5,126,666
その他	247,904	235,646
貸倒引当金	△225,000	△216,000
資産合計	35,149,212	36,869,139

科目	第76期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第75期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,062,892	8,113,120
電子記録債務	2,164,767	2,067,201
工事未払金	2,564,592	3,379,575
未払法人税等	286,182	30,605
未成工事受入金	1,111,298	987,057
完成工事補償引当金	19,000	18,000
工事損失引当金	462,101	372,409
賞与引当金	246,123	240,908
その他	1,208,827	1,017,361
固定負債	712,587	1,046,515
繰延税金負債	307,100	641,625
執行役員退職慰労引当金	39,045	35,110
長期未払金	34,824	34,824
その他	331,618	334,956
負債合計	8,775,480	9,159,635
純資産の部		
株主資本	25,737,503	26,139,298
資本金	1,190,250	1,190,250
利益剰余金	25,138,901	25,420,904
利益準備金	297,562	297,562
その他利益剰余金	24,841,339	25,123,342
圧縮記帳積立金	152,520	152,520
別途積立金	23,000,000	23,000,000
繰越利益剰余金	1,688,818	1,970,821
自己株式	△591,648	△471,856
評価・換算差額等	636,229	1,570,205
その他有価証券評価差額金	636,229	1,570,205
純資産合計	26,373,732	27,709,503
負債・純資産合計	35,149,212	36,869,139

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第76期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(ご参考) 第75期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高		
完成工事高	22,441,912	26,327,078
売上原価		
完成工事原価	19,915,498	23,226,666
売上総利益	2,526,414	3,100,411
販売費及び一般管理費	3,543,449	3,490,813
営業損失 (△)	△1,017,034	△390,401
営業外収益	954,508	932,801
受取利息配当金	129,345	112,681
受取地代家賃	519,903	531,106
為替差益	72,340	136,720
その他	232,919	152,292
営業外費用	297,088	287,240
不動産賃貸費用	171,934	162,754
その他	125,153	124,486
経常利益又は経常損失 (△)	△359,613	255,158
特別利益	1,404,034	1,194
投資有価証券売却益	1,402,443	—
その他	1,590	1,194
特別損失	802,488	679,691
投資有価証券評価損	—	92,993
関係会社株式評価損	699,999	520,345
工事損失引当金繰入額	99,049	—
その他	3,439	66,351
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	241,932	△423,338
法人税、住民税及び事業税	274,484	30,000
法人税等調整額	86,180	△20,971
当期純損失 (△)	△118,732	△432,366

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第76期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						利益剰余金計 合
	資本金	利益剰余金					
		利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益	
			圧縮記帳 積立金	別途積立金	剰余金		
当期首残高	1,190,250	297,562	152,520	23,000,000	1,970,821	25,420,904	
当期変動額							
剰余金の配当					△ 163,269	△ 163,269	
当期純損失（△）					△ 118,732	△ 118,732	
自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 282,002	△ 282,002	
当期末残高	1,190,250	297,562	152,520	23,000,000	1,688,818	25,138,901	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 471,856	26,139,298	1,570,205	1,570,205	27,709,503
当期変動額					
剰余金の配当		△ 163,269			△ 163,269
当期純損失（△）		△ 118,732			△ 118,732
自己株式の取得	△ 119,792	△ 119,792			△ 119,792
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 933,976	△ 933,976	△ 933,976
当期変動額合計	△ 119,792	△ 401,795	△ 933,976	△ 933,976	△ 1,335,771
当期末残高	△ 591,648	25,737,503	636,229	636,229	26,373,732

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 第75期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益金
圧縮積立金	別途積立金					
当期首残高	1,190,250	297,562	152,520	23,000,000	2,701,580	26,151,663
当期変動額						
剰余金の配当					△298,391	△298,391
当期純損失 (△)					△432,366	△432,366
自己株式の取得						
自己株式の処分					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△730,759	△730,759
当期末残高	1,190,250	297,562	152,520	23,000,000	1,970,821	25,420,904

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△302,898	27,039,015	1,507,612	1,507,612	28,546,628
当期変動額					
剰余金の配当		△298,391			△298,391
当期純損失 (△)		△432,366			△432,366
自己株式の取得	△168,977	△168,977			△168,977
自己株式の処分	20	19			19
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			62,592	62,592	62,592
当期変動額合計	△168,957	△899,716	62,592	62,592	△837,124
当期末残高	△471,856	26,139,298	1,570,205	1,570,205	27,709,503

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 サンテック
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 小宮直樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 石井克昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 サンテック
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 小宮直樹
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 石井克昌
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンテックの2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社 サンテック 監査役会

常勤監査役 **井上誠幸** ㊞

社外監査役 **吉國真一** ㊞

社外監査役 **岩田一男** ㊞

以 上

ご参考：Q&A 株主さまからよくいただくご質問にお答えします。

Q1. サンテックの株主還元方針・資本政策を教えてください。

当社の株主還元方針は、堅実な財務体質を堅持しながら、配当・自己株式取得を通じて、適切な株主還元を行うことを基本的な方針としております。

第11次中計・第70期から始めた株主還元は、この7年間累計で当期純利益累計4,779百万円、配当+自社株取得累計5,360百万円と、株主還元率は112.2%を実践しております。

今後もROEを高めるため、分子である利益の拡大と、分母である自己資本の適切な維持を目指してゆきます。

なお、2022年4月からスタートしている第13次中計・第76期においては、「DOEも考慮した配当」を実施するとし、各期における業績変動に影響を受けない配当水準を加味した方針としております。

当社の資本政策については、株主さまから「自己資本が大き過ぎてROE・PBRが低くなる構造的な問題を抱えている。自己資本を減らすべきではないか。」とのご指摘を受けております。ご指摘の通り、当社の株主資本の大きさに比べ収益実額が小さいことによりROE・PBRが低位であります。ただし、それは、ご指摘の株主資本が大き過ぎるからではなく、当社の収益力にまだ改善の余地があると当社は考えております。

A

当社は、どこの系列にも属さない独立系の電気工事会社であり、他の親会社を持つ大手電気工事会社と競争できているのは、株主資本が厚いからであります。例えば、ROE達成のために自己資本を減らすというのは、自らの特長をなくすことになり、「率」という指標を達成し、バランスがよくなっても企業体力の絶対額を落とし、信用力を落とすことになりかねません。

ROE向上が重要視される風潮がありますが、当社が創業以来重要視するのは、独立系資本として存立し続け、企業価値を上げることです。もちろん、このことがROE・PBR・DOEを無視すると同義語ではありません。

当社はROE達成のために信用力を落とすような自己資本を削ってまで「率」を重視し、ROEを達成するものではないと考えております。いかなる時代にも評価され、生き残れる経営をしていくには、現在の自己資本の維持が適切であり、また、それが中長期的に株式を保有し続けていただいている株主さまと利害が一致すると考えております。

なお、PBRが1倍を割っている現在の株価は、当社経営陣としても満足し得る水準ではありません。業績回復による収益向上及び会社資産の有効活用により、持てる資産の収益性・効率性を高め、株価向上に努めてまいります。

引き続き堅実な財務体質を堅持しながら、配当・自己株式取得を通じて、適切な株主還元を行い続けることで、1株当たりの価値を上げ、株価上昇に向けた施策を続けてまいります。

Q2. SDGsへの取り組みについて教えてほしい。

A

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年に国連総会で採択された2030年までに取り組むべき17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標のことで、「持続可能な開発目標」と訳されております。

当社においても、持続可能な社会の実現に向けて当社ビジネス活動を通じて貢献することが重要であるとの認識を持っており、第13次中計の施策項目にSDGsへの取り組みを個別に取り上げています。社内ではプロジェクトチームを中心に推進事項の検討を進め、現在7項目を推進中、別途7項目を検討中です。推進事項は、事業に貢献する「プラスにする取組」と事業リスクを最小化する「ゼロにする取組」に分けられ、「プラスにする取組」では気候変動への対応やCO2排出量削減に貢献できる再生エネルギー発電への建設に貢献する他、ZEB（Net Zero Energy Building）にも注力。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物の施工業者として登録し、活動を進めております。また「ゼロにする取組」では、コンプライアンスの徹底、BCP対策などにも取り組んでおります。

今後とも、私たちの事業は、当社のみならず環境や社会が安定してこそ持続可能となること、SDGsが目指す持続可能な社会の構築には事業機会の創出があることも念頭に置きながらSDGsの取り組みを推進し、企業価値の向上に努めてまいりたいと存じます。

Q3. 株主総会後の株主との対話の会について教えてほしい。

A

「株主との対話の会」は、株主総会終了後の同会場において、株主さまとの建設的な対話を促進することを目的として、第69回定時株主総会後に初めて開催してから、本年度で5回目の開催となります。

当社は、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」を発表し、当社ホームページに掲載しておりますが、コーポレートガバナンス・コード基本原則5に則り、「上場企業は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。」の趣旨から、この会を設けたものであります。

株主総会終了後に株主さまとの対話を通じて株主さまの声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、当社の経営方針を株主さまに分かりやすい形で説明し、その理解を得る努力を行いたいと考えております。

株主総会会場ご案内図

会場

東京グリーンパレス 地下1階「らん」の間
東京都千代田区二番町2番地

交通

J	R	四ツ谷・市ヶ谷駅	徒歩8分
東京メトロ		有楽町線麴町駅	徒歩1分
東京メトロ		南北線市ヶ谷・四ツ谷駅	徒歩10分
東京メトロ		丸ノ内線四ツ谷駅	徒歩8分
東京メトロ		半蔵門線半蔵門駅	徒歩8分
都営地下鉄		新宿線市ヶ谷駅	徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ご出席の株主さまへのお食事、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。